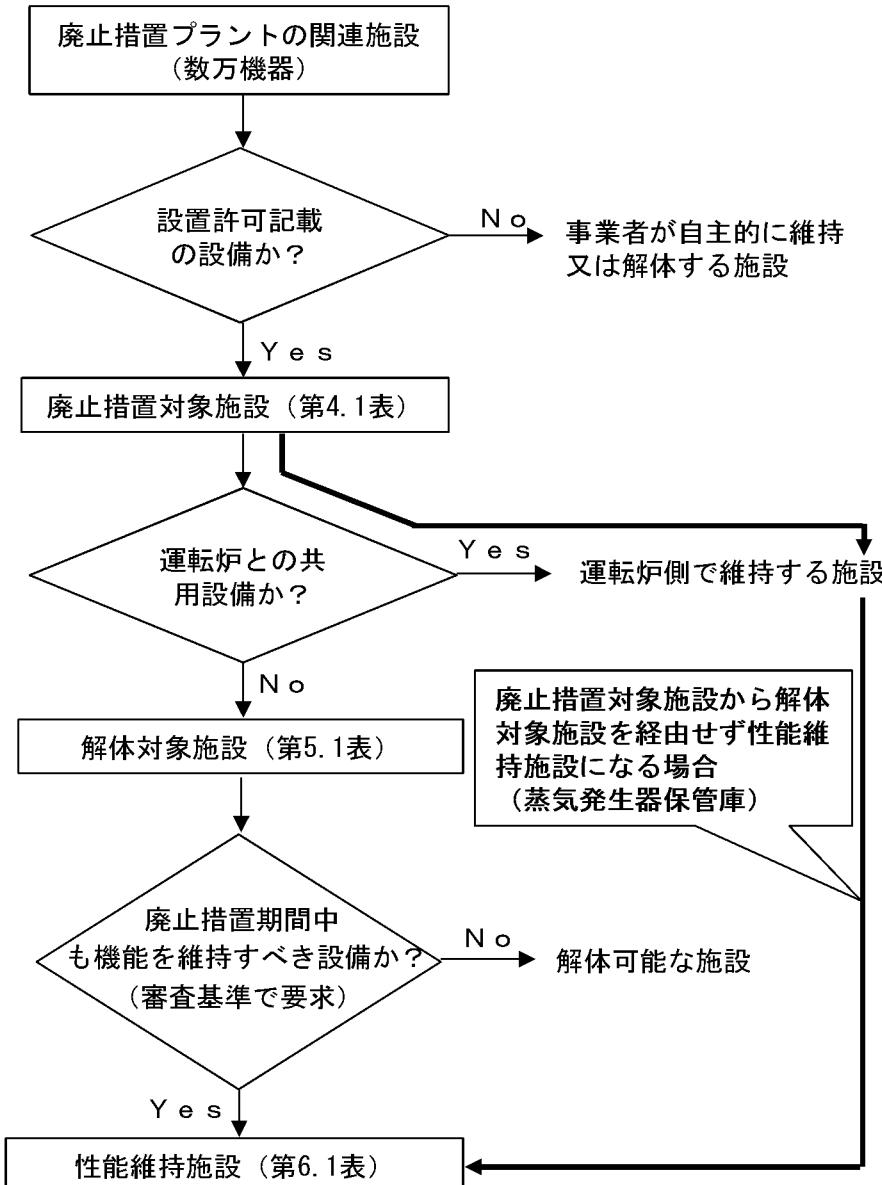


玄海原子力発電所 1号及び2号炉廃止措置計画
変更認可申請書における蒸気発生器保管庫に関する
記載について

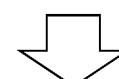
令和 2 年 1 1 月 1 1 日
九 州 電 力 株 式 会 社

廃止措置対象施設、解体対象施設、性能維持施設の考え方について

○「性能維持施設」の選定について



本文	対象施設	必要な付帯情報
四 廃止措 置対象 施設 第4.1表	○原子炉設置許可又は原子炉 設置変更許可を受けた発電 用原子炉及びその付属施設	○共用対象施設及び共用範囲の明確化
五 解体対 象施設 第5.1表	○廃止措置対象施設のうち、 3号又は4号炉との共用施 設並びに放射性物質による 汚染のないことが確認され た地下建屋、地下構造物及 び建屋基礎を除く全て	○施設の部分的な解体除外条件の設定
六 性能維 持施設 第6.1表	○廃止措置期間中に性能を維 持すべき発電用原子炉施設 ・核燃料物質の取扱施設及 び貯蔵施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 等	○性能維持施設の機能、性能及び維持 期間 等 ○維持管理する号炉



- 蒸気発生器保管庫は、運転号炉との共用施設のため、解体対象施設から除外され、原則として、性能維持施設からも除外されることになるが、運転号炉との共用の運用開始前までは廃止措置号炉で維持管理を行うことから、性能維持施設とする必要がある。（図1参照）
- 従って、図1において例外的な流れとなる蒸気発生器保管庫については、本文六（性能維持施設）とのつながりがわかるような記載を本文四（廃止措置対象施設）に追記する必要がある。

図1 性能維持施設の選定フロー

廃止措置計画変更認可申請書の補正方針について【本文四】

- 既認可の廃止措置計画認可申請書（玄海 1号炉の場合）の本文四には「2号、3号、又は4号炉との共用施設については、2号、3号又は4号炉にて施設管理を実施する。」との施設管理に関する総括的な考え方を記載しており、施設管理の基本的な概念を記載している。
- しかしながら、例外的な流れとなる蒸気発生器保管庫の施設管理については、本文四から本文六へのつながりを示すために、第4.1表の蒸気発生器保管庫に注釈を追記する必要がある。記載にあたっては、3号炉との共用の運用開始前後で施設管理を行う号炉を明確にする追記を行う。
(下線部の記載（案）を追加)

➤ 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲（玄海 1号炉抜粋）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	蒸気発生器保管庫※1※3※4

※1：2号炉との共用施設

※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設

※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設

※4：3号炉との共用の運用開始前までは2号炉にて、共用の運用開始後は
3号炉にて施設管理を実施

- 玄海 2号炉についても同様の補正を行う方針とする。

廃止措置計画変更認可申請書の補正方針について【本文六】

○本文六における蒸気発生器保管庫の維持管理について、3号炉との共用の運用開始前後の維持管理を行う号炉を明確にする記載を追加する。（下線部の記載（案）を追加）

➤ 本文六 3. 性能維持施設のうち共用施設における維持管理（玄海1号炉抜粋）

(4) 2号及び3号炉との共用施設（蒸気発生器保管庫）については、3号炉との共用の運用開始※前までは2号炉にて機能及び性能を維持管理し、共用の運用開始※後は3号炉にて機能及び性能を維持管理する。

※蒸気発生器保管庫の3号炉との共用に係る運用を定める保安規定で定める日

○玄海2号炉についても同様の補正を行う方針とする。